



平成 29 年 11 月 2 日

各 位

会 社 名 セブンシーズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤堂 裕隆
(コード番号 3750 東証第二部)
問合せ先 取締役経営企画部長 関 裕司
(TEL. 03-5501-4100)

アクア戦略投資事業有限責任組合による公開買付の結果並びに

親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

アクア戦略投資事業有限責任組合（以下「公開買付者」といいます。）が平成 29 年10月4日から実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成29年11月1日をもって終了しましたので、お知らせいたします。

また、その結果、平成29年11月9日付（本公開買付けの決済の開始日）で、当社の親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に異動が生じる見込みとなりましたので、併せてお知らせいたします。

I. 本公開買付けの結果について

本日、添付資料「セブンシーズホールディングス株式会社株券（証券コード：3750）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について、公開買付者より報告を受けました。

II. 親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動について

1. 異動予定年月日

平成29年11月9日（本公開買付けの決済の開始日）

2. 異動が生じた経緯

当社は、平成29年11月2日、公開買付者より、本公開買付けの結果について、当社株式 1,059,181株の応募があり、買付予定数の上限（873,100株）を超えたため、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行う旨の報告を受けました。

この結果、平成29年11月9日（本公開買付けの決済の開始日）に本公開買付けの決済が行われた場合には、同日付で、公開買付者は、当社の総株主の議決権に対する議決権所有割合が過半数を超えることとなるため、公開買付者は、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

また、公開買付者より、ACA株式会社は公開買付者の親会社に該当し、ACA Investments Pte LtdはACA株式会社の親会社に該当し、更にACA Partners Pte LtdはACA Investments Pte Ltdの親会社に該当することから、ACA株式会社、ACA Investments Pte Ltd及びACA Partners Pte Ltdは公開買付者を通じて当社普通株式を間接的に保有することとなるため、

当社の親会社に該当することとなります。

一方、当社は、公開買付者より、当社の主要株主である筆頭株主の株式会社リビルド（所有株式数：209,238株）がその所有する当社株式の全てについて、また、主要株主である株式会社オフィスサポート（所有株式数：204,300株）がその所有する当社株式のうち201,600株について本公開買付けに応募し、応募株券の総数が公開買付者の設定した買付予定数の上限（873,100株）を超えたため、あん分比例の方式により、株式会社リビルドより172,500株、株式会社オフィスサポートより166,200株を取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、平成29年11月9日をもって、株式会社リビルド及び株式会社オフィスサポートは当社の主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当しないこととなります。

3. 異動する株主の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

(1)	名 称	アクア戦略投資事業有限責任組合	
(2)	所 在 地	東京都千代田区永田町一丁目11番30号	
(3)	設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づく投資事業有限責任組合	
(4)	組 成 目 的	当社に対して投資する事業を行うこと	
(5)	出 資 金	2,090 百万円	
(6)	組 成 日	平成29年9月1日	
(7)	出 資 者 の 概 要	国内の適格機関投資家、事業会社、個人の投資家	
(8)	業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名 称	ACA株式会社
		所 在 地	東京都千代田区永田町一丁目11番30号
		代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 東 明浩
		事業内容	投資業
(9)	上 場 会 社 と 当 該 株 主 と の 関 係	上場会社 と当該株 主の関係	当社と当該株主との間には、記載すべき関係はありません。
		上場会社 と業務執 行組合員 の関係	当社と業務執行組合員との間には、記載すべき関係はありません。

(2) 新たに親会社に該当することとなる株主の概要

(1)	名 称	ACA 株式会社	
(2)	所 在 地	東京都千代田区永田町一丁目11番30号	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 東 明浩	
(4)	事 業 内 容	投資業	
(5)	資 本 金	189 百万円（平成28年12月31日現在）	
(6)	設 立 年 月 日	平成17年4月1日	
(7)	純 資 産	946 百万円（平成28年12月31日現在）	
(8)	総 資 産	1,483 百万円（平成28年12月31日現在）	
(9)	大株主及び持株比率	ACA Investments Pte Ltd 100.0%	
(10)	上 場 会 社 と 当 該 株 主 と の 関 係	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。

(1)	名 称	ACA Investments Pte Ltd	
(2)	所 在 地	8 Temasek Boulevard #34-02, Suntec Tower 3 Singapore 038988	
(3)	代表者の役職・氏名	Director 東 明浩	
(4)	事 業 内 容	投資業	
(5)	資 本 金	1,142 百万円 (平成 28 年 12 月 31 日現在)	
(6)	設 立 年 月 日	平成 20 年 10 月 6 日	
(7)	純 資 産	1,156 百万円 (平成 28 年 12 月 31 日現在)	
(8)	総 資 産	1,474 百万円 (平成 28 年 12 月 31 日現在)	
(9)	大株主及び持株比率	ACA Partners Pte Ltd 57.44%	
(10)	上 場 会 社 と 当 該 株 主 と の 関 係	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。

(1)	名 称	ACA Partners Pte Ltd	
(2)	所 在 地	8 Temasek Boulevard #34-02, Suntec Tower 3 Singapore 038988	
(3)	代表者の役職・氏名	Director 東 明浩	
(4)	事 業 内 容	ビジネスアドバイザー、コンサルティングサービス、投資業	
(5)	資 本 金	1,322 百万円 (平成 28 年 12 月 31 日現在)	
(6)	設 立 年 月 日	平成 23 年 7 月 12 日	
(7)	純 資 産 (連 結)	2,018 百万円 (平成 28 年 12 月 31 日現在)	
(8)	総 資 産 (連 結)	4,508 百万円 (平成 28 年 12 月 31 日現在)	
(9)	大株主及び持株比率	東 明浩 79.57%	
(10)	上 場 会 社 と 当 該 株 主 と の 関 係	資本関係	該当事項はありません。
		人的関係	該当事項はありません。
		取引関係	該当事項はありません。

(4) 主要株主である筆頭株主に該当しないこととなる株主の概要

(1)	名称	株式会社リビルド
(2)	所在地	東京都渋谷区東3-22-14
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 池田 龍哉
(4)	事業内容	投資業 不動産等の投資、所有、賃貸、管理及び売買 経営コンサルティング
(5)	資本金	10百万円

(5) 主要株主に該当しないこととなる株主の概要

(1)	名称	株式会社オフィスサポート
(2)	所在地	東京都渋谷区東3-22-14
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 池田 龍哉
(4)	事業内容	投資業 不動産等の投資、所有、賃貸、管理及び売買 経営コンサルティング
(5)	資本金	10百万円

4. 異動前後における当該株主の所有する議決権の数（所有株式数）及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) 株式会社リビルド

	属性	議決権の数 (所有株式数) ※	総株主の議決権の数 に対する割合※※	大株主 順位
異動前 (平成29年9月30日現在)	主要株主で ある筆頭株主	2,092個 (209,238株)	15.57%	第1位
異動後 (平成29年11月9日予定)	—	367個 (36,738株)	2.73%	—

(2) 株式会社オフィスサポート

	属性	議決権の数 (所有株式数) ※	総株主の議決権の数 に対する割合※※	大株主 順位
異動前 (平成29年9月30日現在)	主要株主	2,043個 (204,300株)	15.21%	第2位
異動後 (平成29年11月9日予定)	—	381個 (38,100株)	2.84%	—

(3) アクア戦略投資事業有限責任組合

	属性	議決権の数 (所有株式数) ※			総株主の議 決権の数に 対する割合 ※※	大株主 順位
		直接保有分	合算対象分	合計		
異動前 (平成29年9月 30日現在)	—	0個 (0株)	0個 (0株)	0個 (0株)	0.00%	—
異動後 (平成29年11月 9日予定)	親会社及び 主要株主であ る筆頭株主	8,731個 (873,184 株)	0個 (0株)	8,731個 (873,184 株)	65.01%	第1位

(4) ACA株式会社

	属性	議決権の数 (所有株式数) ※			総株主の議 決権の数に 対する割合 ※※	大株主 順位
		直接保有分	合算対象分	合計		
異動前 (平成29年9月 30日現在)	—	0個 (0株)	0個 (0株)	0個 (0株)	0.00%	—
異動後 (平成29年11月 9日予定)	親会社 (当社株式の 間接保有)	0個 (0株)	8,731個 (873,184 株)	8,731個 (873,184 株)	65.01%	—

(5) ACA Investments Pte Ltd

	属性	議決権の数 (所有株式数) ※			総株主の議 決権の数に 対する割合 ※※	大株主 順位
		直接保有分	合算対象分	合計		
異動前 (平成29年9月 30日現在)	—	0個 (0株)	0個 (0株)	0個 (0株)	0.00%	—
異動後 (平成29年11月 9日予定)	親会社 (当社株式の 間接保有)	0個 (0株)	8,731個 (873,184 株)	8,731個 (873,184 株)	65.01%	—

(6) ACA Partners Pte Ltd

	属性	議決権の数 (所有株式数) ※			総株主の議 決権の数に 対する割合 ※※	大株主 順位
		直接保有分	合算対象分	合計		
異動前 (平成29年9月 30日現在)	—	0個 (0株)	0個 (0株)	0個 (0株)	0.00%	—
異動後 (平成29年11月 9日予定)	親会社 (当社株式の 間接保有)	0個 (0株)	8,731個 (873,184 株)	8,731個 (873,184 株)	65.01%	—

※ 株式の保有状況につきましては、異動前に関しては平成29年9月30日現在の株主名簿に記載された株式数を、異動後に関してはアクア戦略投資事業有限責任組合が平成29年11月2日付けで関東財務局長に提出した公開買付報告書に記載された株式数を記載しております。

※※ 総株主の議決権の数に対する割合につきましては、当社が平成29年11月2日に提出した第14期第2四半期報告書に記載された平成29年9月30日現在の発行済み株式総数1,436,639株から平成29年11月1日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成29年10月31日現在の自己株式93,569株を控除した株式数1,343,070株に係る議決権数13,430個を基準として計算しており、小数点第三位を四捨五入して計算しております。

(4) 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

本公開買付けの結果、公開買付者であるアクア戦略投資事業有限責任組合、ACA株式会社、ACA Investment、及びACA Partners Pte Ltdが当社の非上場の親会社となりますが、その中でも当社の株式を直接保有することにより影響力を行使しうる立場にあり、意思決定及び事業活動に与える影響が最も大きいと考えられる公開買付者が、当社の非上場の親会社等として開示対象となります。

5. 今後の見通し

本公開買付けの成立後も、公開買付者及び当社は、当社が平成29年10月3日に公表した「アクア戦略投資事業有限責任組合による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載のとおり、引き続き当社株式の上場を維持していく方針です。

当該異動により、当社の業績に与える影響はありません。

以 上

け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限(873,100株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者の所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注4) 公開買付者は、本公開買付けにおいて、過半数以上の議決権を取得することを目的としていることから、買付予定数の下限を685,100株(所有割合(注5):51.00%)としております。一方で、公開買付者は、本公開買付け成立後も引き続き対象者株式の上場を維持する方針であることから、買付予定数の上限を873,100株(所有割合:65.00%)としております。
- (注5) 「所有割合」とは、対象者が平成29年8月4日付で提出した第14期第1四半期報告書(以下「対象者四半期報告書」といいます。)に記載された平成29年6月30日現在の発行済株式総数(1,436,639株)から平成29年10月2日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成29年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数(93,321株)を控除した株式数(1,343,318株)に占める割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成29年10月4日(水曜日)から平成29年11月1日(水曜日)まで(20営業日)

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から本公開買付けの公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、平成29年11月16日(木曜日)までとなります。

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金2,088円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

応募株券等の総数(1,059,181株)が買付予定数の上限(873,100株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正され

た事項を含みます。)に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 29 年 11 月 2 日に、本公開買付けの結果を報道機関に対して公表しました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	①株式に換算した応募数	②株式に換算した買付数
株券	1,059,181 (株)	873,184 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	1,059,181	873,184
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	8,731 個	(買付け等後における株券等所有割合 65.01%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	13,468 個	

(注 1) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者四半期報告書に記載された平成 29 年 6 月 30 日現在の総株主の議決権の数(1 単元の株式数を 100 株として記載されたもの)です。ただし、本公開買付けにおいては、単元未満株式(ただし、自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者四半期報告書に記載された平成 29 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数(1,436,639 株)から対象者が平成 29 年 11 月 1 日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された平成 29 年 10 月 31 日現在の対象者が所有する自己株式数(93,569 株)を控除した株式数(1,343,070 株)に係る議決権の数である 13,430 個を分母として計算しております。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数(1,059,181株)が買付予定数の上限(873,100株)を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書(その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)に記載のとおり、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います(各応募株券等の数に1単位(100株)未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。)

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超えたため、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単位(あん分比例の方式により計算される買付株数に1単位未満の株数の部分がある場合は当該1単位未満の株数)減少させるものとなりました。[但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回る事となったため、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定しました。]

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

② 決済の開始日
平成29年11月9日(木曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送いたします。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募の受付けをした応募株主等口座へお支払いいたします。

④ 株券等の返還方法

返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録(応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金

融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、公開買付者が平成 29 年 10 月 4 日に提出した公開買付届出書に記載した内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

以 上